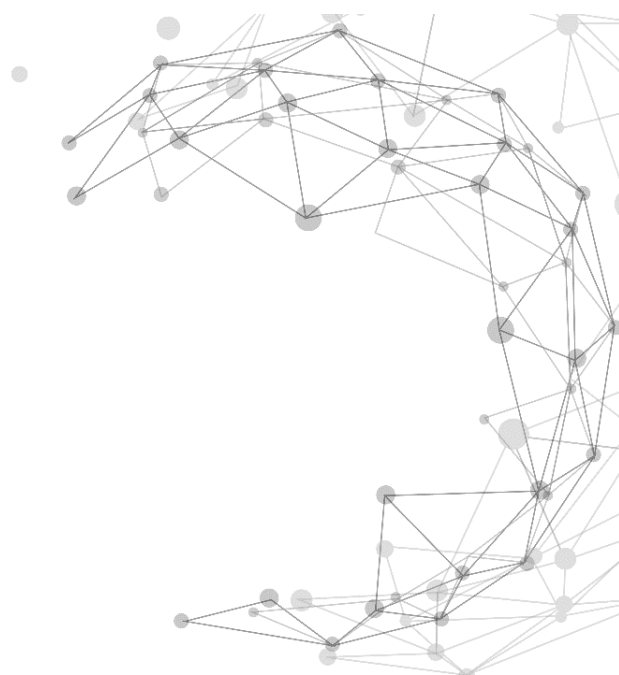




第 2 期たまきデジタル戦略推進計画 (D-PLAN II)

～誰一人取り残さない、思いやりプロジェクト～



令和 8 年 3 月

三重県玉城町

目次

第1章 計画の概要	2
1.計画の目的	3
2.計画の位置付け	4
2.1.法令上の位置付け	4
2.2.総合計画との関係	4
3.計画期間	4
4.SDGs との関係	4
第2章 国の情報化政策の動向	5
第3章 玉城町の現状	9
第4章 基本方針	9
第5章 個別施策	12
【基本方針1】 町民サービスの向上、つながる地域の実現	13
1.1.行政手続きのサービス向上	13
1.2.子育て・保育環境の充実	13
1.3.防犯・防災のデジタル活用	14
1.4.健康促進に向けたデジタル活用	14
1.5.デジタルを活用した地域経済の活性化	15
1.6.公共事業のデジタル化	15
1.7.教育のデジタル化	16
1.8.デジタルを活用した効果的な情報発信	16
【基本方針2】 行政の生産性の向上、新しい働き方の実現	17
2.1.庁内の職場環境の改善	17
2.2.議会・各種委員会におけるデジタルの活用	17
【基本方針3】 デジタル施策全体の最適化、安心・安全の実現	18
3.1.デジタルの活用に向けた環境の整備・管理	18
3.2.先進技術の適切な利用	18
3.3.デジタル人材の育成	19
第6章 推進計画	20
6.1.全体スケジュール	21
6.2.推進体制	23
資料	24
1.策定経緯	24
2.検討会議委員（OA化推進委員）	25
3.SDGs の目標	26

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画の目的

近年のデジタル技術の目ざましい発展により、私たちの社会生活は大きく変化しています。通信インフラの拡大やスマートフォンの普及に伴い、これらデジタル技術を活用して誰もが簡単に情報を収集・発信し、時間や場所に縛られることなく様々なサービスを楽しむことができるようになりました。これらデジタル技術は日々進歩し続けており、AI¹、IoT²、ビッグデータ³等を活用した多様なサービスの提供や先進的な研究が急速に進み、世界規模でデジタルシフトの時代を迎えています。

また、民間事業者の提供するサービスでは、デジタルを前提としたあらゆるビジネスモデルが創出され、商品購入、問合せ、予約、サービス申し込み等、消費者がインターネットにより様々な手続きを完結できるのが当たり前の社会になりつつあります。

一方、地方自治体では、人口減少の深刻化による税収減少や空き家・空き地、農地の耕作放棄地が発生し、また、施設に老朽化・インフラ維持管理費の増加等による財政逼迫化、職員等の減少及び専門知識を有する職員の確保の難しさ等、人的・予算的に危機的状況に置かれることが想定されます。

こうした社会環境変化の中で、住民が健康で文化的な生活を送るため、自治体には安定して持続可能な形で住民サービスを提供することが求められています。そのためには、業務の効率化を図り、人でなければ遂行できない業務に集中できる環境を整えることが必要です。

このような状況を踏まえ、将来にわたり持続可能な地域社会や住民サービス水準の維持、向上を実現する上では、業務のデジタル化を実施することだけでなく、デジタル化に合わせて制度、組織全体のあり方を変革することが非常に重要な鍵となります。デジタルトランスフォーメーション（DX）⁴への認識の統一を図り、本町のDXを全庁一体となって力強く推進する羅針盤とするため、本計画を策定します。

¹ Artificial Intelligence の略で、人工知能と訳され、人間の知的ふるまいの一部を、ソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。

² Internet of Things の略。モノがインターネット経由で通信することを意味する。従来インターネットに接続されていなかった様々なモノ（センサー機器、駆動装置、建物、車、電子機器など）が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続、相互に情報交換をする仕組み。「モノのインターネット」という意味で使われる。

³ デジタル化の更なる進展やネットワークの高度化、またスマートフォンやセンサー等 IoT 関連機器の小型化・低コスト化による IoT の進展により、スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータのことをいう。

⁴ デジタル技術による業務やビジネスの変革。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

2.計画の位置付け

2.1.法令上の位置付け

本計画は、官民データ活用推進基本法第 9 条第 3 項に規定する「市町村官民データ活用推進計画」として位置付けます。

2.2.総合計画との関係

町の総合計画である「第 6 次玉城町総合計画」（以下、「総合計画」という。）がめざすべき将来像として掲げる『だれもが安心して、元気に暮らせるまちふるさと玉城』の実現を推進するための個別計画として位置付けます。

3.計画期間

本計画の計画期間は、令和 8(2026)年度から令和 12(2030)年度までの 5 年間とします。
なお、各施策の取り組み状況や国の動向等を踏まえ、必要に応じて随時、改定等を行います。

4.SDGs との関係

SDGs¹は、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことであり、令和 12（2030）年までを期限とする世界共通の目標です。持続可能な世界を実現するために 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取り組みを示しています。

その中で、SDGs の目標は町における総合計画や本計画との関連が強く、本計画を通じて実現したデジタル技術を活用したイノベーションや新たな価値の創造は SDGs の目標達成に貢献していくことと考えています。

¹ Sustainable Development Goals の略。2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

第 2 章 国の情報化政策の動向

第2章 国の情報化政策の動向

第2章 国の情報化政策の動向

国では、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（2020年12月）や「デジタル・ガバメント実行計画」（2020年12月）が策定され、デジタル改革が加速しています。これに伴い、「デジタル庁」が創設され、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2025年6月）も策定されています。重点計画には、市町村が取り組むべき具体的な施策として次の項目が挙げられています。

- 地方公共団体情報システムの統一・標準化
- 保育業務の効率化
- 子育て支援施策の推進
- 防災 DX の推進
- 教育 DX の推進
- デジタル人材の育成

さらに、自治体の DX 推進に向けて「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」は改定されました（2024年4月）。この計画では、次の事項が具体的に示されています。

- 推進体制の構築
- 重点的に取り組むべき事項
- デジタル社会の実現に向けた施策
- 実施を検討する取り組み

これらの内容を踏まえ、玉城町では行政の効率化や住民サービスの向上を目指していきます。

第 3 章 玉城町の現状

第3章 玉城町の現状

第3章 玉城町の現状

我が国は、本格的な人口減少社会に移行し、生産年齢人口の減少と社会保障費の増大に直面しています。一方、情報通信分野の技術革新の急速な進展により、新たな産業や生活スタイルが生まれています。こうした変化は今後さらに進展し、社会経済環境は大きく変化することが考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症を契機に、生活様式が大きく変化し、行政サービスのデジタル対応が一層求められる状況となりました。本町では、令和3年3月に「たまきデジタル戦略推進計画」を策定し、住民の利便性向上、行政業務の効率化、地域の活性化に向けた取り組みを進めてきました。「たまきデジタル戦略推進計画」における主な取り組みとしては、マイナンバーカードの利活用を促進し、各種手続きの簡略化（書かない窓口）やオンライン化（行かない窓口）を段階的に拡大してきました。この結果、来庁負担の軽減、申請の標準化、手続き時間の短縮といった住民サービスの向上が実現しつつあります。地域社会においては、住民・事業者・関係団体と連携し、情報発信、子育て支援、地域見守りなど各分野でのデジタル化を進めてきました。一方、庁内業務においては、業務プロセスの見直しやデータ活用に取り組むことで業務の生産性向上を図るとともに、ネットワークの強靱化やセキュリティ対策を強化し、安定的な行政運営のための基盤を整備しました。これらの成果を基に、さらなる町民サービスの向上や町の魅力向上に向けて、玉城町では今後もDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進を継続して参ります。

第 4 章 基本方針

第4章 基本方針

第4章 基本方針

たまきデジタル戦略推進計画に関する施策については、町民、職員等一人一人のニーズをくみ取り、誰一人取り残さない社会を実現するために「町民サービスの向上、つながる地域の実現」、「行政の生産性の向上、新しい働き方の実現」及び「デジタル施策全体の最適化、安心・安全の実現」の3つの取り組みを柱とし、それぞれの柱に係る基本的な方針は次のとおりとしています。

【基本方針1】 町民サービスの向上、つながる地域の実現

デジタルを有効に活用し、町民ファーストな行政サービスの実現や地域の暮らしを支える行政のデジタル化、さらには町民に対してわかりやすい情報や地域情報を発信し、町民にとって便利で、使いやすい行政を目指すとともに地域のつながりを強化していきます。

【基本方針2】 行政の生産性の向上、新しい働き方の実現

AI・RPA等のデジタルを活用し、業務の生産性向上やリモートワークなどのデジタル・ワークスタイルを通じて、職員の新しい働き方を実現していきます。

【基本方針3】 デジタル施策全体の最適化、安心・安全の実現

上記デジタル施策を支えるため利便性とセキュリティ対策の確保を両立したクラウドサービスの利用等による最適化を実現するとともに行政のガバナンス強化、デジタル人材を育成することでデジタルの安心・安全な活用を実現していきます。

【基本方針に基づくデジタル施策の構成図】



第 5 章 個別施策

第5章 個別施策

第5章 個別施策

【基本方針1】 町民サービスの向上、つながる地域の実現

1.1. 行政手続きのサービス向上

施策の具体的な内容					
<p>マイナンバーカードの普及・利活用促進に向けたコンビニ交付サービスの認知度向上や、マイナンバーカードの更新に係る体制の強化を図ります。また、庁舎窓口において「書かない窓口」から「行かない窓口」としてオンライン申請の導入や、来庁者に向けた総合窓口の導入を行っていきます。</p> <p>町内各施設の利用に関する予約について、オンライン申請・電子決済を導入し、更なる住民サービスの向上を図ります。</p>					
取り組み事項	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
マイナンバーカードの更新に係る体制の強化	▶				
オンライン申請体制の導入	▶				
公共施設のオンライン予約	▶				
目指す成果					
<p>オンライン申請を拡充し、行かない窓口の促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ オンライン申請のサービス導入：5件 ■ オンライン申請による予約導入施設数：5件 					
担当課					
税務住民課、まちづくり推進課、各課					

1.2. 子育て・保育環境の充実

施策の具体的な内容					
<p>母子健康手帳の電子化や情報交換のための子育てアプリの導入に向けた検討します。また、保育現場では、保育申請に係る電子化や、保育アプリ等を活用し、保護者や職員の更なる満足度向上を目指します。</p>					
取り組み事項	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
子育てアプリの導入検討		▶			
検診予約の効率化	▶				
保育現場のデジタル化の促進	▶				
目指す成果					
<p>子育てアプリを導入し、利活用を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 令和11年度までに子育てアプリを導入 					
担当課					
保健福祉課、教育委員会					

1.3.防犯・防災のデジタル活用

施策の具体的な内容					
<p>高齢者や障がい者、子どもの見守り活動の促進による防犯の向上のため、デジタルを活用した見守りの機器・サービス（生体情報、位置情報など）を提供し、利用を促進します。また、災害・防犯情報などの情報伝達の強化に向け、平時及び災害時の対応にデジタルの活用を検討します。</p>					
取り組み事項	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
高齢者の見守り体制構築					
子どもの見守り体制の構築					
情報発信のデジタル化の検討					
目指す成果					
<p>見守りの機器やサービスを導入し、地域の見守りネットワークの強化を図ります。</p>					
担当課					
保健福祉課、教育委員会					

1.4.健康促進に向けたデジタル活用

施策の具体的な内容					
<p>データヘルスの推進に向け、健康子育てマイレージ事業において、申請や管理などの面でデジタルの活用を推進します。また、各種検診の予約がオンライン化をより効率よく実施できるよう促進します。</p>					
取り組み事項	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
調査・検討					
健康管理システム・アプリの導入・試行					
目指す成果					
<p>健康管理システムやアプリの導入を通じて、楽しみながら続けられる健康づくりの推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ システム・アプリを通じた予約率：30% 					
担当課					
保健福祉課					

第 5 章 個別施策

1.5. デジタルを活用した地域経済の活性化

施策の具体的な内容					
<p>農業・商業・工業分野におけるデジタル技術を活用した地域社会の活性化を図ります。特に商業分野における地域通貨について、引き続き周知や利活用促進を進めます。また、観光分野においては、デジタルコンテンツの拡充を図ります。</p>					
取り組み事項	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
スマート農・商・工の促進	▶				
観光分野におけるデジタルコンテンツの拡充	▶				
目指す成果					
<p>スマート農・商・工の実現に向けたサポートや観光分野でのデジタルコンテンツを拡充し、地域社会の活性化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ デジタルコンテンツ導入数：5 件 					
担当課					
産業振興課					

1.6. 公共事業のデジタル化

施策の具体的な内容					
<p>保有する路線網図、用途地域、地形図、上下水道台帳等をデジタル GIS 化・オープンデータ公開することで、業務効率化、住民利便性向上、データ利活用促進を図ります。</p>					
取り組み事項	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
クラウド GIS システムの導入	▶				
目指す成果					
<p>工事現場やインフラ設備の維持管理にデジタル技術を活用し、高精度で効果的な業務遂行を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 窓口・メール・電話等による年間問い合わせ件数・対応件数：20%～30%削減 ■ アクセス件数：20 件以上 ■ 公開レイヤ数：5 レイヤ以上 					
担当課					
建設課、上下水道課					

1.7.教育のデジタル化

施策の具体的な内容					
「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」の実現に向け、GIGA スクール構想を着実に推進します。また、デジタル技術を効果的に活用するための体制を整備し、教員・児童生徒・保護者等への支援の充実を図ります。					
取り組み事項	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
教育におけるタブレット端末の利活用促進	▶				
連絡手段のデジタル化	▶				
目指す成果					
デジタルを活用し、個別最適化された学びの提供や、保護者との連絡の効率化を図ります。					
<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者と学校の連絡に係るアプリの導入：5校（令和8年度中検討） ■ 児童・生徒・保護者に向けたイベントチラシ等のデータ周知：5校 					
担当課					
教育委員会					

1.8.デジタルを活用した効果的な情報発信

施策の具体的な内容					
公式 LINE を活用し、充実した情報発信やオンライン申請を実現することで、町からの情報発信の一元化を図ります。また、AI チャットボットをはじめとする、利便性の向上に向けた検討を実施します。					
取り組み事項	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
公式 LINE の利活用促進	▶				
AI チャットボットの検討			▶		
目指す成果					
町の情報発信を効果的に行い、公式 LINE の登録者数の増加を図ります。					
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公式 LINE の登録者数：5,000人 					
担当課					
まちづくり推進課					

第 5 章 個別施策

【基本方針 2】 行政の生産性の向上、新しい働き方の実現

2.1. 庁内の職場環境の改善

施策の具体的な内容					
柔軟な働き方の推進や、災害・感染症対応などの非常時における業務継続の観点から、時間や場所を有効に活用できるリモートワーク環境の構築を推進や、デジタルの活用を促進するためのペーパーレス化の推進、勤怠管理や業務実績に見える化による生産性の向上による、住民サービスの向上を図ります。					
取り組み事項	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
リモートワークの推進					
ペーパーレス化の推進					
勤怠管理・働き方の見える化					
目指す成果					
リモートワーク環境を構築し、場所と時間を有効に活用できる柔軟な働き方の実現を目指します。 <ul style="list-style-type: none"> ■ リモートワークを実施した職員の割合：20% 勤怠管理システムの導入を通じて、職員の働きやすい職場を実現します。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 時間外業務の削減率：5%減 					
担当課					
総務防災課、各課					

2.2. 議会・各種委員会におけるデジタルの活用

施策の具体的な内容					
議会におけるタブレット端末の利活用促進を継続し実施します。また、職員向けの IoT 機器の活用の際に、業務内容に即した庁内の環境整備を実施します。					
取り組み事項	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
議会におけるタブレット端末の利活用促進					
運用体制の再構築					
目指す成果					
タブレット端末の活用を促進し、ペーパーレス化を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 議案の印刷の削減量：80% 					
担当課					
総務防災課					

【基本方針3】 デジタル施策全体の最適化、安心・安全の実現

3.1. デジタルの活用に向けた環境の整備・管理

施策の具体的な内容					
公開したオープンデータの継続的な更新に向けた、環境の整備及び運営体制の構築や、データセットの充実と活用先の拡充を図ります。また、高齢者や障がい者など、誰もが必要な情報にアクセスし、サービスを利用するための、アクセシビリティ改善に向けた取り組みや、情報セキュリティ対策の強化を継続し実施します。					
取り組み事項	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
オープンデータの利活用促進	▶				
Web アクセシビリティの調査・検討	▶				
情報セキュリティの強化	▶				
目指す成果					
活用を前提としたオープンデータの充実を図り、公開データセットを増やします。					
<ul style="list-style-type: none"> ■ 公開データセット：新規3件 					
担当課					
総務防災課、各課					

3.2. 先進技術の適切な利用

施策の具体的な内容					
Society 5.0を見据え、5G（第5世代移動通信システム）、IoT、AI（人工知能）、LPWA（省電力広域ネットワーク） ²¹ などの技術革新を積極的に活用していきます。庁内業務においては、業務プロセスの最適化（BPR）及び AI-OCR ²⁰ ・RPA 等の導入による業務の自動化を通じ、庁内の業務改善を推進していきます。また、AI 議事録等の生産性向上に資するツールの導入を検討します。					
取り組み事項	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
先端技術の調査・検討	▶				
AI・RPA 等の検討、トライアル		▶			
AI・RPA 等の導入			▶		
目指す成果					
先端技術を活用し、技術革新を積極的に活用していくために、庁内の業務の効率化を図ります。					
<ul style="list-style-type: none"> ■ 生成 AI・RPA 導入業務数：1件以上 					
担当課					
まちづくり推進課、総務防災課					

第5章 個別施策

3.3.デジタル人材の育成

施策の具体的な内容					
デジタル戦略の検討・実施など、情報化を推進するため、研修や「地域情報化アドバイザー」の活用などを通じて職員の情報リテラシーを向上させるとともに、必要に応じて、外部専門家の登用を検討していきます。					
取り組み事項	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
推進体制の強化					
人材の確保・育成等					
目指す成果					
研修などを通じ、職員のデジタルに関する知識の向上を目指します。 <ul style="list-style-type: none">■ 研修回数（年間）：1回/年■ 外部人材の活用回数（地域情報化アドバイザー含む）：1回/年					
担当課					
まちづくり推進課、総務防災課					

第 6 章 推進計画

第6章 推進計画

第6章 推進計画

6.1.全体スケジュール

No.	個別施策	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
基本方針 1.町民サービスの向上、つながる地域の実現						
1	行政手続きのサービス向上	マイナンバーカードの更新に係る体制の強化		オンライン申請体制の導入		公共施設のオンライン予約
2	子育て・保育環境の充実		子育てアプリの導入検討	検診予約の効率化		保育現場のデジタル化の促進
3	防犯・防災のデジタル活用	高齢者の見守り体制構築	子どもの見守り体制の構築			情報発信のデジタル化の検討
4	健康促進に向けたデジタル活用			調査・検討		健康管理システム・アプリの導入・試行
5	デジタルを活用した地域経済の活性化			スマート農・商・工の促進		観光分野におけるデジタルコンテンツの拡充
6	公共事業のデジタル化			クラウド GIS システムの導入		
7	教育のデジタル化			教育におけるタブレット端末の利活用促進		連絡手段のデジタル化
8	デジタルを活用した効果的な情報発信			公式 LINE の利活用促進		AI チャットボットの検討

基本方針 2.行政の生産性の向上、新しい働き方の実現		
1	庁内の職場環境の改善	リモートワークの推進
		ペーパーレス化の推進
		勤怠管理・働き方の見える化
2	議会におけるデジタルの活用	議会におけるタブレット端末の利活用促進
		運用体制の再構築
基本方針 3.デジタル施策全体の最適化、安心・安全の実現		
1	デジタルの活用に向けた環境の整備・管理	オープンデータの利活用促進
		Web アクセシビリティの調査・検討
		情報セキュリティの強化
2	先端技術の適切な利用	先端技術の調査・検討
		AI・RPA等の検討、トライアル
		AI・RPA等の導入
3	デジタル人材の育成	推進体制の強化
		人材の確保・育成等

第6章 推進計画

6.2.推進体制

本計画の推進に当たっては、各種データの標準化やシステム、アプリの導入といった、情報関連の取り組みが必須となりますが、町として本計画をより推進していくためには、企画、情報化推進等の管理部門と住民制度、健康・福祉、子育て等の実施部門との連携、協力が不可欠であると考えます。そのため、副町長をCIO¹とし、庁内の部署横断的な組織である「OA委員会」を「DX戦略本部」としてうえで、各施策の進捗管理及び効果に関する評価・分析を行い、その結果を当町の行政運営に反映していきます。また、必要に応じて、ITに関する専門的な知識・経験を有する外部専門家をCIO補佐官として登用することで、CIO及び情報システム担当者の支援を強化し、各種取り組みの推進を加速化させていきます。



1 Chief Information Officer の略。の IT 戦略や情報管理、その他情報に関わる様々な業務の最高責任者を指す。

資料

資料

1. 策定経緯

年月日		主の策定経過
令和7年	7月31日	第1回_検討会議（OA化推進委員会）
	9月16-19日	原課ヒアリング ▶ 対象6課1室に対して、個別施策案へのヒアリング実施
	10月15日	第2回_検討会議（OA化推進委員会）
	12月16日	玉城町総合計画審議会、玉城町地方創生会議
令和8年	1月	パブリックコメント実施
	3月6日	第3回_検討会議（OA化推進委員会）

■総務省地域社会 DX 推進パッケージ事業（計画策定支援）

期間：令和7年7月28日～10月15日

内容：計画策定支援およびOA委員会への出席

2. 検討会議委員（OA化推進委員）

（敬称略・順不同）

氏名	所属	備考
松田 日虹	税務住民課	
岡山 宗史	保健福祉課	
梅前 尚子	保健福祉課（地域共生室）	
中西 豊	上下水道課	
牧田 航平	産業振興課	
成川 勝也	建設課	
上村 文彦	教育委員会事務局	
筒井 勇仁	病院老健事務局	
中村 元紀	総務防災課	
若宮 慎朔	総務防災課	
永井 友樹	まちづくり推進課	事務局
村井 摩耶	まちづくり推進課	事務局

3.SDGsの目標

SDGsの目標	
	<p>1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者福祉を推進し、すべての町民が健康で文化的な最低限の暮らしが確保できるように支援する。
	<p>2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業を振興し、食糧生産を支援するとともに、将来にわたって農業が持続できるように計画的な土地利用を進める。
	<p>3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての住民が心身ともに健康で暮らせるように、疾病・介護予防、健康づくりの推進、適切な医療治療体制の整備、健康的な環境の保全を図る。
	<p>4. すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての子どもが等しく質の高い教育が受けられるように学校教育の充実を図るとともに、あらゆる年齢の住民の学習機会を確保する。
	<p>5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を推進する。
	<p>6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心で安定した水を供給するために、水道施設の適正な維持管理を行うとともに、良好な水質を維持するために水源地の環境を保全する。
	<p>7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の省エネ・再生エネルギーを推進するとともに、住民・事業所の省エネ・再生エネルギーの取り組みを促進し、持続可能なエネルギーを確保する。
	<p>8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の産業を振興し、地域経済の活性化と安定した雇用を確保するとともに、農林業、観光など地域の資源を活かした特色のある産業を振興する。
	<p>9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活発で効率的な都市活動を安定的に支えるインフラの整備・維持管理と進めるとともに、新規産業の立地や既存産業のイノベーションを促進する。
	<p>10. 各国内及び各国間の不平等を是正する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低所得者の自立を支援するとともに、お互いの人権を尊重し、差別のない地域社会を形成する。

SDGsの目標	
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して快適に住み続けられる住環境の整備・保全を図るとともに、車が無くても安全で利用しやすい移動手段を確保する。
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12. 持続可能な生産消費形態を確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量生産・大量消費型社会からの転換を図るために、住民一人ひとりの意識や行動を見直すとともに、環境に配慮した企業経営を促進する。
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頻発する集中豪雨など、気候変動に伴う影響を軽減するために、防災対策や温室効果ガスの削減を推進する。
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋ごみや富栄養化などの海洋汚染の防止と海洋資源の保全を図るために、プラスチックごみの削減と河川の水質の保全を図る。
 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上の自然生態系の保全を図る計画的な土地利用の推進と緑の維持、生態系の持続的な利用を図る農林業の振興を推進する。
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴力や犯罪から住民を守るとともに、多くの町民が参画する協働のまちづくりを推進する。
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の解決に向けて、町内の住民や各種団体、内外の企業、NPO などの多様な主体と連系を図り、それぞれの主体の特徴を活用して補完し合う協力関係を構築する。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

「SDGs(エスディージーズ)」とは、2001年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた国際社会共通の2030年までに達成すべき17の目標です。本計画においてもSDGsとの関連施策を記載し、取組を実施しています。

発行/三重県玉城町

〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸 114-2 電話 0596-58-8200